令和８年度デジタル複合機更新に伴うソフトウェア等賃貸借

仕様書

件　　名　令和８年度デジタル複合機更新に伴うソフトウェア等賃貸借
実 施 場 所　門真市中町１番１号ほか
概　　要　令和８年度デジタル複合機更新に伴うソフトウェア等賃貸借

１．スケジュール

（１）契約期間

契約締結日から令和 14 年２月 29 日まで

※機器の賃貸借期間は、令和９年３月１日から令和 14 年２月 29 日までとし、賃貸借開始までを初期構築期間とします。また、本契約は、門真市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第２条第１号に基づく長期継続契約です。次年度以降において、長期継続契約に係る予算の減額又は削減のあった場合は、当該契約を変更又は解除します。

（２）賃貸借期間

令和９年３月１日から令和 14 年２月 29 日まで（60 ヶ月）

２．支払方法

毎月払とする。当月分を翌月の初めに請求し、請求後 30 日以内に支払うものとする。ただし、保守料の代理回収については、各年度一括払いとする。

３．対象物件及び対象金額について

入札の対象は、別紙『物件明細』に記載のものとし、保守を含んだ以下の（１）（２）を合わせた総額（税抜き）とする。

なお、入札対象のうち、賃貸借の対象は、以下（１）とし、（２）は保守料の代理回収とする。

（１）対象物件の賃貸借について　　単位：円

項	品目	対象金額（税抜）
1	複合機管理ソフトウェア一式 及び環境構築費用(月額)	177,060
合計（60ヶ月分）		10,623,600

※上記の金額は、本市の想定するリース金利を含んだ価格である。

※対象物件の売主の見積価格は、9,319,000 円（税抜）である。

※印刷サーバ等を構築する仮想化基盤は令和 10 年５月 31 日に保守期限を迎えるため仮想化基盤上に構築した環境等は保守期限以降に稼働を開始する新仮想化基盤へ本市にて移設を行う。これに伴い必要な業務は保守範囲内とするため構築費用から除く。

（２）保守料の代理回収について　　単位：円

項	品目	対象金額（税抜）
1	保守料(60ヶ月分)	12,460,000

※保守料金の代理回収のため、リース金利は含めていない。

※（２）は年度ごとの代理回収を行うこととする。また、各年度の保守料は、各年度最終月の賃貸借料に合算して支払うものとする（表『各年度の保守料について』に記載のとおり）。

各年度の保守料について

年度	保守対象期間
令和８年度	令和９年３月
令和９年度	令和９年４月～令和 10 年３月
令和 10 年度	令和 10 年４月～令和 11 年３月
令和 11 年度	令和 11 年４月～令和 12 年３月
令和 12 年度	令和 12 年４月～令和 13 年３月
令和 13 年度	令和 13 年４月～令和 14 年２月

４．対象物件の仕入れ先について

別紙『物件明細』に示す全ての機器等については以下の売主から調達するものとする。

〔売主〕　富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社　大阪支社

住所　大阪市中央区瓦町三丁目６番５号

TEL:06-6221-7031　FAX：06-6208-6655

E-mail anna.imai.uj@fujifilm.com

担当　今井

※本仕様書の技術的内容に対する問合せについては上記の売主に照会するものとする。

５．納品期限　　令和９年２月 19 日

６．物件の納入及び引渡し

受注者は、本市の指定する場所に物件を納入し、本市の検査を受けるものとする。また、物件の納入及び引渡しに関する全ての費用は、受注者の負担とする。なお、機器の設置及び設定については、売主が行うため、本市は納入物件の検査後、直ちに売主に引き渡すものとする。

７．契約の方法

受注者は本市と売主を含めた三者契約を締結すること。

８．消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税について、契約成立日の税率を適用するものとする。ただし、保守料の代理回収分については、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、変更後の税率を適用するものとする。

９．賃貸借期間終了時の対応

賃貸借期間終了後、賃借していたソフトウェア及びライセンスは本市に無償譲渡されるものとし、そのためにライセンスの権利を持つ者と必要な手続きがある場合は本市及び受注者で協議の上対応する。

10．契約不適合責任

受注者から引渡しを受けた物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあるとき（以下「契約不適合」という。）は、受注者に対し、契約不適合を理由として、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し等による履行の追完の請求をすることができる。

11．権利義務の譲渡の禁止

受注者は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

12．その他

（１）契約金額には、賃貸借料及び保守料の代理回収を含めるものとする。

（２）売主への支払条件については、別途売主と調整を行うこと。

（３）本仕様書に定めのない事項については、本市、受注者、売主で協議の上取り決めるものとする。

（４）契約の履行上疑義が生じた場合には、本市、受注者、売主で協議の上、本市の指示に従うこと。

以上